

移住希望者フォローアップ支援システム導入事業 仕様書

1 事業名

移住希望者フォローアップ支援システム導入事業

2 事業の背景と目的

本県では、移住セミナー・相談会等のイベント申込やお問合せを通じて移住希望者の情報を獲得し、移住希望者個人に応じた相談対応や情報提供を行うことで、移住候補先として選ばれるよう移住の促進を図っている。しかし、現状においては移住希望者情報の管理を表計算ソフトにより行っており、相談対応およびナーチャリング施策の推進にあたり、移住希望者に対して適切なタイミングで効果的な情報を提供できないことや相談対応に必要な情報の把握に時間を要するなど様々な課題を抱えている。

本事業は上記課題を解消するため、移住希望者に関する情報の一元管理と相談対応の高度化を目的として、マーケティングオートメーション機能を備えた移住希望者へのフォローアップ支援システムを導入することで、移住希望者ごとのより効果的な情報提供や相談対応を行い、本県が選ばれる地域となることを目指すものである。

3 本県の移住促進の方向性と課題

別添資料1のとおり。

4 委託期間

契約の日から令和11年3月31日まで

5 用語定義

本仕様書において使用する用語を以下のとおり定義する。

(表1) 用語の定義

用語	定義
システム	本県が取得したリードの情報を登録するとともに、リード（後述のとおり）が行う移住検討に向けたWebサイト閲覧やフォーム送信等の行動を一元的に把握・分析し、情報提供等の効果的なフォローアップ支援を行うことができるマーケティングオートメーション（MA）機能を備えたシステムをいう。
アカウント	発注者単位で付与されるシステムの利用環境をいう。当該アカウントに属するユーザー（後述のとおり）は付与されたライセンスに基づき、

	システムにログインして操作を行うことができる。
ユーザー	システムにログインして操作または閲覧することが可能な者をいう。本事業の場合は、県移住促進課の職員および三重県移住相談アドバイザーが該当する。
リード	お問合せやイベント参加、メールマガジン登録、移住相談等によって県が個人情報（氏名／連絡先等）取得した移住希望者をいう。
ポータルサイト	地域や住まい、仕事、イベントなど、三重県への移住に関する様々な情報を提供する「美し国みえ 移住ポータルサイト」をいう。 URL : https://www.ijyu.pref.mie.lg.jp/

5 委託業務の内容

(1) 業務の範囲

受託者はシステムの提供に関して、以下の業務を行うものとする。

ア システム提供

(ア) 原則としてクラウド型SaaSを想定する。

(イ) (2) ア及びイを満たすシステムを提供すること。提供時期は令和8年10月1日を予定しているが、詳細は契約締結後に県との協議で決定することとする。また、イ(ア)初期設定に記載するサポートについて、システム提供後に速やかに運用まで進めるように、システム提供前でも準備可能なものはサポート対応を行うこと。

(ウ) システムの提供にあたって、三重県移住促進課のアカウント(1つ)及びユーザーライセンス(5名分以上)を提供すること。

(エ) 本事業の目的を踏まえてシステムの運用に必要な機能の提供及び対応を行うこと。

イ 初期設定及び運用に関するサポート

(ア) 初期設定

- a. 本県の移住希望者に対するアプローチ方法や考え方を踏襲したうえで、リードの地方移住に関する関心や確度を効果的に管理するための項目設計についてアドバイスを行うこと。
- b. 本県の移住希望者に対するアプローチ方法や考え方を踏襲したうえで、リードが行った移住検討に向けた行動を数値化するスコアリング設計(加点・減点対象イベントや点数等)についてアドバイスを行うこと。
- c. リードがポータルサイトに訪れたことを計測するためのWebサイトトラッキングタグの発行や設置についてアドバイスを行うこと。

- d. マーケティングメール配信機能を適切に運用できるように、メールセットアップ（SPF・DKIM・DMARC等の送信ドメインの設定、オプトアウト等）についてアドバイスを行うこと。
- e. 県が保有する既存のリード情報（csv形式）の移行方法についてアドバイスを行うこと。
- f. 各種テンプレート（メール、フォーム、シナリオ等）の作成について、リードに対して本県への移住への関心を高めるための効果的なアドバイスを行うこと。
- g. Google Analytics4（以下、「GA4」という。）やGoogle Tag Manager（以下、「GTM」という。）、WordPress等の外部システムとの連携についてアドバイスを行うこと。
- h. その他、本事業の目的を踏まえて、システムの初期設定に関して必要な支援及びアドバイスを行うこと。

（イ）運用

- a. システムの利用に関する問い合わせに対応するサポート窓口を設けること。受付方法については、原則電話またはメールとして、必要に応じてオンラインでの面談も実施すること。受付時間については、原則平日9時から17時とするが、詳細は契約締結後に県と協議の上決定する。
- b. システムの運用状況を踏まえ、リード管理項目について、登録状況、活用状況および分析結果をもとに、項目の見直しや改善に関する助言を行うこと。
- c. システムの運用状況を踏まえ、リードの移住可否や移住相談進捗状況等とスコアの関係に応じて、想定との乖離が認められる場合、スコアリング基準の見直しに関する改善提案を行うこと。
- d. システムの運用状況を踏まえ、各種テンプレート（メール、フォーム、シナリオ等）について、改善／追加提案を行うとともに、作成方法について助言すること。
- e. その他、本事業の目的を踏まえて、システムの運用に関して必要な支援及びアドバイスを行うこと。

ウ ミーティングの実施

（ア）内容

- a. 初回のミーティングでは、システムの導入にあたっての全体的な流れや必要なタスク、県と受託者の役割分担等についてを説明することで、本事業の進め方を整理すること。
- b. 2回目以降のミーティングでは、タスクの進捗を示すとともに、基本設定、運用にあたってのアドバイスを行うこと。

- c. 運用開始のタイミングで、システムを利用する県移住促進課の職員及び三重県移住相談アドバイザーに対して、基本的な使い方がわかる研修を実施すること。

(イ) 形式／頻度

- a. 打合せ形式については原則オンラインとする。
- b. 県職員及び三重県移住相談アドバイザーがシステムの基本設定及び円滑な運用できるよう十分な時間を設けること。なお、頻度や時間については契約締結後に協議の上決定する。

エ 成果物の提出

(ア) 成果物の種類

a. 実施報告書

システムの期間や機能、実施した運用サポートの内容等を簡単にまとめた資料とする。なお、実施報告書の様式については、契約締結後に県から受託者に示すこととする。

b. アカウント及びユーザーライセンス

アカウント情報やユーザーライセンス情報（ユーザー名、ログインID、パスワード等）が記載された資料を想定する。

c. システムの操作方法がわかる資料（任意様式）

システムの操作や各種設定方法、サポート窓口等が掲載された公式ドキュメントを想定する。なお、公式ドキュメントが存在しない場合は、研修の録画データや要約データでも可とする。

(イ) 提出時期／頻度

- a. 実施報告書については、県から受託者への支払を行うタイミングで都度提出するものとする。
- b. システムのアカウント及びユーザーライセンスについては、アカウントの作成時に提出すること。
- c. システムの操作方法がわかる資料については、運用開始までに提出すること。

(2) システムの要件

ア 機能要件

(ア) リード情報管理（基本情報・属性管理）機能

県が現在管理しているリード情報（csv形式）を登録及び管理することができる機能を提供すること。具体的な要件は以下のとおりとする。

- a. 少なくとも（表2）に記載の基本情報及び属性情報が登録できること。
- b. （表2）に記載の情報のほか、県が任意に追加、編集及び削除できるカスタム項

目を設定できること。カスタム項目は、文字列、数値、日付、選択肢等の一般的なデータ形式に対応していること。

- c. リードの検索、絞り込み、ソートができること。

(表2) 基本情報・属性情報

	項目	備考
基本情報	氏名	自由に入力が可能
	住所	自由に入力が可能
	年代	「10代以下／20代／30代／40代／50代／60代／70代／80代以上」から選択可能
	家族構成	「単身／夫婦／親と未成年の子／成年の子と親／その他」から選択可能
	電話番号	数値入力が可能
	メールアドレス	英数字での入力が可能
属性情報	ステータス	「認知／興味関心／比較検討／三重県内に移住／他県に移住／移住検討離脱」から選択可能
	興味カテゴリ	自由に入力が可能
	希望エリア	自由に入力が可能
	希望時期	自由に入力が可能

(イ) 行動管理 (オンライン／オフライン履歴) 機能

システムに登録したリードが引き起こした移住検討に向けた行動を記録・閲覧できる機能を提供すること。具体的な要件については以下のとおりとする。

- a. 相談者の移住に向けた行動履歴を記録・閲覧できること。オンラインでの行動 (例: Webサイト訪問、Webフォームを通じたお問合せ、資料請求、イベント申込、メルマガ登録等) は自動で記録、オフラインでの行動 (例: イベント参加、相談対応、Webフォーム以外からのお問合せ等) は手動で記録できること。
- b. 行動項目は任意に設定できること。
- c. 引き起こした行動によってはリードのスコアに自動で連携されること。

(ウ) 相談対応履歴管理

対面非対面を問わず、リードと移住相談を行った際に、当該相談対応を記録することができる機能を提供すること。具体的な要件は以下のとおりとする。

- a. 相談対応の記録 (対応日、対応者、内容等) を自由に登録できること。
- b. 対応履歴はリードごとに時系列で確認できることが望ましい。
- c. タスク管理 (要対応フラグ、期限、担当者割当等) ができることが望ましい。

- d. (イ) 行動管理と連携し、相談対応が行動情報として記録されるとともに、リードごとの詳細画面から過去の相談対応履歴を確認できることが望ましい。
- e. (オ) スコアリングと連携し、相談対応がスコアリングの条件として利用できること。

(エ) イベント管理機能

本県が開催する移住促進イベントについて、イベント単位での申込数や参加数の管理が可能な機能を提供すること。具体的な要件については以下のとおりとする。

- a. イベント単位で申込者と参加者を一覧で確認できる機能を有すること。
- b. 各イベントにおいて、申込者ごとの参加ステータス（例：参加／欠席／キャンセル等）を管理できること。参加ステータスの管理については、管理画面からの手動更新のほか、csvファイルインポートによる一括更新が可能であることが望ましい。
- c. 申込後のフォロー（例：申込完了メール送信、開催X日前のリマインドメール送信等）や参加後のフォロー（例：参加ステータスごとのお礼メール送信 等）が可能であること。
- d. (イ) 行動管理と連携し、リードごとにイベントの申込や参加が行動情報として確認できること。
- e. (オ) スコアリングと連携し、イベントの申込や参加がスコアリングの条件として利用できること。
- f. イベントの申込にかかるフォームについては、(ケ)で作成するフォームとの連携が可能であること。

(オ) スコアリング機能

オンライン・オフラインを問わず、リードの移住に向けた行動が観測されるたびに当該行動に基づいたスコアを加算することで、リードごとの移住確度を定量化できる機能を提供すること。具体的な要件については以下のとおりとする。

- a. オンラインでの行動（例：Webサイト訪問、Webフォームを通じたお問合せ、資料請求、イベント申込、メルマガ登録 等）については、行動が観測され次第、設定されたスコアを自動で加算できること。
- b. オフラインでの行動（例：イベント参加、相談対応、Webフォーム以外からのお問合せ 等）については、ユーザーがシステムに行動情報を入力したタイミングで、設定されたスコアを加算できること。
- c. スコア条件、加点数、対象行動等はユーザーが自由に設定できること。
- d. スコアに応じたランク付け（例：スコアX点以上であれば「移住確度高」等）を

行えることが望ましい。

(カ) Webサイトトラッキング機能

ポータルサイトにリードが来訪した際に閲覧行動等を取得し、リード単位で行動履歴として記録・可視化することができる機能を提供すること。具体的な要件については以下のとおりとする。

- a. ポータルサイトにトラッキングタグを設置することで導入できること。
- b. リードがポータルサイトに訪れた際、「ページタイトル」、「サイト内での行動（例：ページ閲覧、リンククリック、フォーム送信等）」、「閲覧日時」が取得できることを必須とし、併せて「滞在時間」や「流入元」等が取得できることが望ましい。
- c. (ケ) で作成したフォームを通じて個人情報取得された場合や (キ) で作成したメールを通じてリード情報とcookieが紐づいた場合、それ以後のポータルサイト内での閲覧行動履歴がリードの行動履歴に自動で紐づくこと。
- d. (オ) スコアリングと連携して、ポータルサイト上のリードの行動に応じてあらかじめ設定したスコアを自動で加算できること。
- e. 法令や適切な運用にあたり必要な配慮が可能であること。

(キ) マーケティングメール配信機能

リードに対して、移住検討に必要な情報を効果的に提供することができるマーケティングメール配信機能を提供すること。具体的な要件は以下のとおりとする。

- a. HTMLやCSS、JavaScript等の専門知識・スキルが無くても、リードに対して効果的に情報を訴求できるHTMLメールを作成できること。リッチテキストエディタ形式のほか、ブロックエディタ形式でも作成できることが望ましい。
- b. メールテンプレートが用意されていること。または作成済のメールを複製や再利用できる機能を有すること。
- c. HTMLメールが受信できない等場合に、テキストメールとしても対応できること。
- d. 属性、行動、スコア等の任意の条件によって抽出したセグメントに対して、メールを配信できること。
- e. 配信予約（日時指定）ができること。
- f. リード単位でメールの開封やポータルサイトへの遷移、配信エラー等の履歴を確認できること。
- g. 配信停止（オプトアウト）管理や同意取得状況に基づく配信制御ができること。

(ク) シナリオ作成機能

リードの属性や行動（例：Webサイト上での特定の行動、メール開封等）に応じてマ

マーケティングメール配信等を自動的に実行するシナリオ（ワークフロー）を作成する機能を提供すること。具体的な要件は以下のとおりとする。

- a. HTMLやCSS、JavaScript、SQL等の専門的な知識・スキル等が無くても、直感的で簡単に操作できること。
- b. リードの属性や行動、スコア等の任意の条件を組み合わせた分岐や待機時間の設定が可能であること。
- c. シナリオの開始、停止及び再開の設定が可能であること。
- d. シナリオのトリガーとしては「フォーム送信」「特定のページの閲覧」「ファイルダウンロード」「メール開封」「メール内のリンククリック」「セグメントへの追加」等を想定している。
- e. 自動で実行できる処理としては「リードへのメール配信」及び「移住促進課の職員への通知」を必須とするが、「ポータルサイトでのポップアップの表示」、「スコアの加算及び減算」、「リードの属性情報の更新」等もできることが望ましい。
- f. 一定のスコアに達した場合やあらかじめ設定した行動を行った場合に、移住促進課の職員に自動でリードの情報が通知できること。通知する情報は「氏名」、「連絡先」、「リードが行ったアクション」等を想定している。

(ケ) フォーム作成機能

ポータルサイトに設置可能なフォームを作成、編集、削除することができる機能を提供すること。具体的な要件は以下のとおりとする。

- a. HTML、CSS、JavaScript等の専門知識・スキルが無くても、システム内でフォームを簡単に作成及び管理できること。
- b. 作成したフォームをJavaScriptタグ等により、ポータルサイトの任意のページに埋め込むことができること。なお、ポータルサイトのCMSはWordPressを使用しており、WordPressブロックエディタにおいて、作成したタグ等の埋め込みができることを想定する。
- c. 少なくとも「お問合せフォーム」「資料ダウンロードフォーム」「イベント申込フォーム」「メールマガジン登録フォーム」の作成が可能であること。
- d. フォームテンプレートが用意されていること。または作成済のフォームを複製や再利用できる機能を有すること。
- e. (ア)に記載のリードの基本情報のほか、フォームの用途に応じてある程度自由に設問を追加できること。入力フィールドについては「テキスト」「数値」「単一選択」「複数選択」を必須とする。「単数選択」や「複数選択」の場合は、各選択肢の回答上限数を設定できることが望ましい。

- f. 回答の内容に応じた条件分岐が設定できることが望ましい。
- g. 設問について、回答の「必須／任意」の設定ができることが望ましい。
- h. フォームから送信された情報のうち（ア）に示す基本情報及び属性情報については、リード情報として自動で登録されること。登録済みのリードのメールアドレスと同一のメールアドレスが送信され、登録済みの基本情報及び属性情報に追加や変更が生じる場合は、自動で上書きまたは追記されること。
- i. （ク）に記載のシナリオ作成機能等と連携して、フォームを送信したリードに対して特定のメール（例：受付完了メールやサンクスメール等）を自動で送信できること。

（コ）ポップアップ作成機能

ポータルサイトにおけるリードの行動や状態に応じて、任意のポップアップを表示する機能を提供すること。具体的な要件については以下のとおりとする。

- a. HTML、CSS、JavaScript等の専門知識・スキルが無くても、システム内でポップアップを簡単に作成及び管理できること。
- b. 作成したポップアップをJavaScriptタグ等により、簡単にポータルサイトの任意のページに埋め込むことができること。なお、ポータルサイトにはGoogle Tag Manager（以下、「GTM」という。）を導入しており、GTMを通じてタグ等の埋め込みができることを想定する。
- c. 「モーダル型（画面中央に表示）」、「スライドイン型（画面側面に表示）」、「バナー型（画面上部または下部に表示）」、「フルスクリーン型」等の様々な形式で表示できることが望ましい。
- d. リッチテキストエディタやブロックエディタ等により、テキストや画像、ボタン、外部リンク等の埋め込みができること。また、（ク）により作成するフォームの埋め込みができることが望ましい。
- e. リードの属性や行動等に応じて任意のセグメントを作成し、セグメントごとに特定のポップアップを表示させられること。また、リードだけでなく、システムに登録されていないポータルサイトへの訪問者（以下、「未登録訪問者」という。）に対してもポップアップを表示させられること。未登録訪問者についても、ポータルサイト上での行動等に応じてセグメントを作成してポップアップを表示させられることが望ましい。
- f. 同一のリードに対する表示回数制限や一定期間の非表示設定など、表示頻度を制御できることが望ましい。
- g. 各ポップアップについて、表示回数やクリック数等が計測可能であることが望ましい。

(サ) レポート・ダッシュボード機能

システムにおいて取得・蓄積された各種データを可視化し、施策の効果測定や改善判断、相談への連携に活用できるレポートを表示する機能を提供すること。具体的な要件については以下のとおりとする。

- a. 期間を指定してリード登録数の推移が確認できること。属性別のリードの分布が確認できることが望ましい。
- b. メール配信数、開封数（率）、外部リンククリック数（率）、配信停止数（率）、バウンス数が確認できること。リード単位での履歴も確認できること。
- c. イベント別の申込数や参加者数が確認できること。
- d. 任意の期間を指定することができること。
- e. csv形式でのデータ出力が可能であること。

(シ) ユーザー管理機能

管理権限を有するユーザーが他のユーザー情報を適切に管理できる機能を提供すること。具体的な要件については以下のとおりとする。

- a. 管理権限を有するユーザーによって、専門的な知識を要することなく、画面上の操作によって、ユーザーの追加、編集及び削除ができること。
- b. ユーザーを削除することとなった場合においても、システムを利用できる人数が変わらない範囲で、追加費用が発生せずにユーザーを追加できること。
- c. 必要に応じて、パスワード初期化やその他ログインに必要な設定変更ができること。

(ス) 独自機能

本事業の目的を達成するために必要な機能や提供可能なサービス等があれば、積極的に提案すること。

イ 非機能要件

原則として、以下のすべての条件を満たすこと。なお、提供するシステムが「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」に登録されている場合は、一部の条件の確認を省略できるものとする

(ア) 可用性

- a. システムの提供に用いるサーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムが設置されている建物（以下データセンターという）は、地震・水害・火災への対策が行われていること。
- b. システムは計画停止時間を除き、稼働率99.5%以上を維持すること。

(イ) セキュリティ

- a. システム提供事業者が情報セキュリティポリシーを利用者に明示している。
- b. 明示しているポリシーの内容が県の情報セキュリティポリシーの規程を遵守して事業を実施すること。
- c. システム提供事業者の情報セキュリティ管理状況に関する第三者による評価（ISMS認証取得証明書、外部監査報告書等）が行われていること。
- d. 外部サービスで取り扱う情報資産がシステム提供事業者により、目的外利用されないこと。
- e. データセンターは、日本の法令が適応されること。また、管轄裁判所に関しては、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とできること。
- f. システム提供事業者若しくはシステムは、情報セキュリティや個人情報保護に係る第三者認証等のレポートにより、その管理水準が適正と認められていること。
- g. システムの提供に用いるアプリケーション、サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器についての技術的脆弱性に関する情報を収集し、適宜対策を行っていること。
- h. 情報の盗聴・改ざん等から保護するため暗号化を行うこと。
- i. 不要なサービスを停止すること。また、利用する通信プロトコル、ポートは必要最小限とし、利用していない通信プロトコル、ポートはファイアウォール等にて遮断するとともに、マルウェア対策を実施すること。
- j. アクセス記録が保存されていること。なお、アクセス記録にはログイン成功だけでなくログイン失敗の記録も行うこと。また、これらの記録の正確性を確保するため、正確な時刻の設定が行われていること。
- k. システムに保存されるデータは暗号化されていること。
- l. ID・パスワードによる認証以外に、ワンタイムパスワードや生体認証等によるアカウント認証の強化、又は利用できるIPアドレスを制限する等のアクセス制限等が実施されていること。
- m. 保存されるデータについてシステム利用終了時に適切に消去されること。なお、暗号化したデータの暗号鍵を無効化することでもデータ消去措置と見なせる。
- n. システムに登録されたリードの個人情報及び関連データは、すべて県に帰属すること。
- o. 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

(ウ) 運用・保守性

- a. システムの提供に用いるアプリケーション、サーバ、ストレージ、情報セキュリテ

ィ対策機器、通信機器の死活監視・障害監視について監視を行っていること。

- b. データの消失対策として、定期的にバックアップがとられていること。また、復旧について、手順化されていること。なお、バックアップデータの保管場所については、本番データとは物理的に別の場所として、(ア) 可用性 a に記載の基準を満たしていること。
- c. システムの仕様の変更や提供終了等について、対応策が検討する期間を確保するため、システム提供事業者から事前に通知がされること。
- d. 利用規約等によって、システムの稼働率や、サポート・問い合わせ窓口等に関する事項が示されていること。
- e. ユーザーに公開された情報セキュリティに関する統一的な窓口が設置されており、情報セキュリティインシデントが発生した際、ユーザーへの報告、収束に向けた対応等にかかる実施体制が確立していること。
- f. システム提供事業者の免責事項に関する記載があり、その記載内容は利用上問題ないこと。
- g. 障害または不具合が発生した場合に対応する窓口を設置するとともに、その受付方法、受付時間および連絡体制を明示すること。また、障害対応に係る実施体制（対応責任者、連絡経路、エスカレーション体制等）について報告すること。
- h. システム提供事業者の責に帰すべき事由により、重大な事故（例：システム停止、情報漏えい等）が発生した場合には、速やかに県に報告するとともに、原因、影響範囲および復旧見込みを提示すること。また、合理的な範囲で必要な技術的および人的リソースを投入し、システムおよびデータの復旧に努める体制を確立していること。
- i. 県の責に帰すべき事由により重大な事故（例：ログインIDやパスワードの紛失または流出による第三者アクセス等）が発生した場合には、県からの要請に基づき、速やかに該当アカウントの一時停止または無効化等の措置を講じること。なお、データの復旧については、当該サービスの機能および契約条件の範囲内で対応すること。

(エ) 性能・拡張性

- a. 業務を実施するうえで必要となるリソースの容量・能力が確保されていること。
- b. ユーザー数は最低5名を想定している。人事異動等でユーザーが変わったとしても、追加費用が発生せずにシステムを利用できる人数が変わらないこと。
- c. 登録可能なリード数は、最低10,000件とする。なお、システムの利用規模拡大に応じて、登録可能なリード数の上限を拡張できること。
- d. 月あたりのマーケティングメール配信数は、最低30,000件とする。なお、システムの利用拡大に応じて、配信可能なマーケティングメール数の上限を拡張できる

こと。

- e. シナリオの作成数については、上限がないことが望ましい。
- f. 月あたりのポップアップ表示数は、最低100,000件とする。なお、システムの利用拡大に応じて、表示可能なポップアップ数の上限を拡張できること。

(オ) 移行性

- a. リード情報について、csv等の一般的なデータ形式により、SQL等の専門的な知識・スキルが無くても簡単にインポートできること。
- b. システムに登録されたリード情報や行動情報等について、任意のタイミングでcsv等の一般的なデータ形式によりエクスポートできること。

(カ) システム環境

- a. システムに関連するコンテンツをポータルサイト上に掲出した場合において、デスクトップパソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット等においても表示が崩れないこと。
- b. システムの導入やシステムに関連するコンテンツをポータルサイト上に掲出した場合において、ページ表示速度への影響が軽微であること。

6 委託業務の実施及び契約条件

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し県と共有すること。また打合せ方法は原則として、オンライン形式または県が指定する場所での対面形式とする。
- (2) 受託事業者が決定した後に速やかに県と対面での打合せの場を設けること。システムの具体的な仕様や導入・運用までの進め方等については、本仕様書及び提案内容を踏まえ、県と協議の上決定するものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県との協議により決定する。
- (4) 災害や感染症の大規模な流行等により委託業務の実施が著しく困難となった際には、両者協議の上、契約の主旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更することがある。